

## 第3回辰野町入札等審査委員会 議事録

平成22年1月21日（木）

午前10時～

役場第7・8会議室

### 1. 開 会（事務局）

### 2. 委員長あいさつ

（森本委員長）

辰野町でも有力な企業がこの景気の中で倒産し、様々な形での問題がある。

世の中の閉塞感が政治に混迷されさらに深まっているところで、地域が盛り上がってゆくにはどうしたら良いのか考える委員会でもある。活発な意見・知恵を出し合って一歩でも進めていければと考える。

（副町長）

経済情勢が悪くなってきている中で、町内企業の痛手は大きくなってきている。公平・公正で町内業社の育成を図りながら、よりよい入札制度になるよう今年度中にある程度の方向性を出したい。

### 3. 協議事項（事務局）

#### （1）最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

- ・ 範例により両制度の算定方法を説明。
- ・ 過去における入札に両制度を導入した場合、どのような結果になるかを説明。
- ・ 最低制限価格及び低入札価格の率の設定はどのようになっているか。  
→市町村独自で定めてよいことになっている。（ただし、予定価格の7.0/10 ～ 9.0/10の範囲）
- ・ 1年間の入札件数はどのくらいか。  
→100件余である。

- ・ 入札経過を見ると相当な格差がある。行政としてどうとらえているか。
  - 一般競争入札を導入したことによることではない。業者によっては、当該入札に必要な資材、近接工事等様々な経費見積があつてのことだと考えている。
  - 合理的理由があつてのことで価格に差異が生じるならば良いが、恒常化しているとしたら、既にその企業は赤信号である。
- ・ 仮に低入札価格調査制度を辰野町に導入した場合に、入札が終わってから審査に時間を要することもあり、町側としては、導入するならば最低制限価格制度を考えたい。
  - 費用対コストが合わないため、最低制限価格制度が適切と考える。
- ・ 予定価格の積算は合っているのか。
  - 予定価格と設計価格は同等のため、不透明さはない。
  - 歩切りではない。
- ・ 予定価格と落札価格はいち離しているが、その後の検査等では品質の低下は見られていない。
- ・ 納税者側は安い価格の方が良いが、企業の立場も理解しなければならない。
- ・ 予定価格の積算が確固たるもので確立しているのであれば、最低制限価格制度を導入した場合の割合をどうするか。利益を確保するくらいにはしたい。
  - 一律〇〇%でなく、変動的な方法もある。
- ・ 近隣の市町村の導入状況は。
  - 最低制限価格：伊那市、箕輪町、原村
  - 低入札価格：塩尻市、下諏訪町 など
- ・ いつまでにどの程度のものを答申するのか。
  - 2月いっぱいまでに方針を出し、3月には業者説明会を開き、理解を得たい。
  - 次回、町側としての最低制限価格の設定割合案を出したい。
- ・ 入札参加の資格（本社・支店）の条件は。
  - 応札者の数が集まらないこともあるので、数社が談合した場合に、住民にとって不利益が生じてしまう。
  - 支店については、設置してから10年としている。長短の指摘はあるが、近隣の市町村の状況を勘案している。
- ・ 名前だけを置いているだけでは、実態がないことと同じため、抜き打ちで支店訪問等を実施している。

- 分離発注する方法もあるのでは。  
→小規模業者の育成も図るよう国からも指摘があるので、工事によっては、小規模に分離また工期を短縮して発注し、大手企業が介入できないよう実施している。
- 町外の大手企業の介入により下請けが町外に流れないように、小規模業者の下請けにあっては、町内企業を優先させることも条件に盛り込んでどうか。  
→原則町内に本支店を有する業者のみのため、外部からの介入はできない（地域要件等の設定）。
- 制度を導入するにあたり柔軟な対応を執りたい。
- 財政的に見て、公共事業の割合はどのくらいか。  
→予算規模からすると、10%くらいである（補助事業の多少により変動する）。
- 18 災の教訓もあり、対応できる業者が少なくなってきたては困る。

## （2）その他

- 最低制限価格の設定割合の検討
- 町内本支店の基準の取扱いを検討
- 発注標準の検討

次回、平成 22 年 2 月中に開催予定。

## 4. 閉会（事務局）